年金予約定期貯金

ご契約いただける方	JAで年金受給をご予約された方で、ご契約時55~64歳の方
ご契約期間	1年(単利型・自動継続・元金継続利息口座振込)
お預入金額	20万円以上500万円以内、1円単位　※限度額はお一人様500万円まで
その他	総合口座(年金振込予定口座)

年0.45% (税引後0.358%)　(店頭表示金利+0.05%)

既存の定期貯金の満期や中途解約した資金でのご作成は対象外となります。

特典　JAで「年金受給をご予約された方」にもれなく「オリジナル年金書類ケース」をプレゼント!

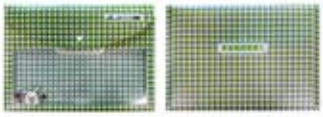

※写真はイメージです

JAハイナン

※詳しくはJA窓口までお問い合わせください。

年金予約者専用 定期貯金「プレシャス」 商品概要説明書　（2026年4月1日現在）

1.商品名（愛称）	○スーパー定期貯金（プレシャス定期貯金）
2.販売対象	○当JA口座に年金振込予約をいただいている個人の方。
3.期間	○定型方式…12ヶ月（単利型）
4.預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入条件	 ○一括預入 ○20万円以上500万円以内 ○預入限度額は、年金受取専用定期貯金「年金いきいき」との合計となります。 ○継続方法：元金継続（利息口座振込） ※年金受取開始後に最初に到来する満期日までとなります。 ○年金裁定請求書をＪＡにご提出いただくまで自動継続可能とし、ご提出後の満期時にご解約いただきます。 ○預入媒体：総合口座のみ（年金振込予定口座） ○預入単位：1円単位 ○「年金受取ご予約サービス」のお申込みをいただいた55歳～64歳までの方。
5.払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
6.利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	○スーパー定期貯金1年もの、店頭表示金利＋0.05％を適用。預入時の約定利率を満期日まで適用します。継続後の金利は継続時におけるこの定期貯金の適用金利となります。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315％（国税15.315％、地方税5％）の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7.手数料	―
8.付加できる特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5％を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9.中途解約時の取扱い	**○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 Ａ．6か月未満：解約日における普通貯金利率 Ｂ．6か月以上1年未満 ：約定利率×50％**
10.貯金保険制度（公的制度）	**○保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店又は金融部（電話：0548-22-9538）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください、静岡県弁護士あっせん・仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
12.その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○金融情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。 ○本商品はＡＴＭ・ＪＡネットバンクでのご契約はできません。

詳しくはJA窓口までお問い合わせください。